利用規約

本利用規約(以下「本規約」といいます。)には、株式会社イミロン(以下「当社」といいます。)の提供する本ソフトウェア(第2条に定義)のご利用にあたり、利用者の皆様に遵守していただかなければならない事項及び当社と利用者の皆様との間の権利義務関係が定められております。本ソフトウェアをご利用になる方は、本規約に同意する前に、必ず全文お読み下さいますようお願いいたします。

第1条適用

- 1. 本規約は、本ソフトウェアの利用に関する当社と利用事業者(第2条に定義)との間の権利義務関係を定めることを目的とし、利用事業者と当社の間の本ソフトウェアの利用に関わる一切の関係に適用されます。
- 2. 当社が当社ウェブサイト(第2条に定義)上で随時掲載する本ソフトウェアに関するルール、諸規定等は本規約の一部を構成するものとします。

第2条 定 義

本規約において使用する以下の用語は各々以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「知的財産権」とは、著作権、特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権(それらの権利を取得し、又はそれらの権利につき登録等を出願する権利を含みます。)を意味します。
- (2) 「当社ウェブサイト」とは、そのドメインが「imiron.io」である当社が運営するウェブサイト(理由の如何を問わず当社のウェブサイトのドメイン又は内容が変更された場合は、当該変更後のウェブサイトを含みます。)を意味します。
- (3) 「本ソフトウェア」とは、システムの仕様開発及び分析等に関する機能を有する当社が提供する「SpecForge」という名称のソフトウェア(理由の如何を問わずソフトウェアの名称又は内容が変更された場合は、当該変更後のソフトウェアを含みます。)を意味します。
- (4) 「利用希望者」とは、第3条において定義された「利用希望者」を意味します。
- (5) 「利用契約」とは、第3条において定義された「利用契約」を意味します。
- (6) 「利用者情報」とは、第3条において定義された「利用者情報」を意味します。
- (7) 「利用事業者」とは、第3条に基づき当社と利用契約を締結した者を意味します。

第3条登録

- 1. 本ソフトウェアの利用を希望する者(以下「利用希望者」といいます。)は、本規約を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報(以下「利用者情報」といいます。)を当社の定める方法で当社に提供することにより、当社に対し、本ソフトウェアの利用の申込みをすることができます。
- 2. 本ソフトウェアの利用の申込みは必ず本ソフトウェアを利用する個人又は法人自身が行わなければならず、原則として代理人による申込みは認められません。また、利用希望者は、本ソフトウェアの利用の申込みにあたり、真実、正確かつ最新の情報を当社に提供しなければなりません。
- 3. 当社は、第1項に基づき利用を申し込んだ者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、 本ソフトウェアの利用を拒否することがあります。
 - (1) 本規約に違反するおそれがあると当社が判断した場合

- (2) 当社に提供された利用者情報の全部又は一部につき虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- (3) 過去に本ソフトウェアの利用に関する契約を当社により解除された者である場合
- (4) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、 保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合
- (5) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員又は暴力団準構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味します。以下同じ。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当社が判断した場合
- (6) その他、当社が本ソフトウェアを利用させることが適当でないと合理的に判断した場合
- 4. 当社は、前項その他当社の基準に従って、利用希望者の本ソフトウェアの利用の可否を判断し、当社が本ソフトウェアの利用を認める場合にはその旨を利用希望者に通知します。かかる通知により、本規約の諸規定に従った本ソフトウェアの利用にかかる契約(以下「利用契約」といいます。)が当該利用希望者と当社の間に成立します。
- 5. 利用事業者は、利用者情報に変更があった場合は、遅滞なく、当社の定める方法により、当該変更事項を当社に通知し、当社から要求された資料を提出するものとします。

第4条 本ソフトウェアの利用

- 1. 利用事業者は、利用契約の有効期間中、本規約に従って、当社の定める方法に従い、本ソフトウェアを利用することができます。
- 2. 当社は、利用事業者に対し、利用契約の有効期間中、当社の定める条件に従い、本ソフトウェアを利用事業者、利用事業者の役員又は従業員その他の当社が事前に承諾した者により当社が認める用法で使用することのできる、非独占的、再許諾不能の権利を許諾します。
- 3. 利用事業者は、当社が認めるコンピューター、スマートフォンその他の機器及びサーバーにおいての み本ソフトウェアを使用することができます。
- 4. 利用事業者は、当社の事前の書面又は電磁的方法による承諾なく、本ソフトウェアにつき、いかなる 理由に基づいても、複製、改変、譲渡、移転、担保設定、使用許諾、貸借その他の処分及び当社が 認める態様以外の態様での利用等をしてはならないものとします。
- 5. 利用事業者は、本ソフトウェアの利用状況その他当社が指定する本ソフトウェアの利用に関する事項 について、当社の請求があるときはいつでも、当社の指定する方法で報告を行うものとします。
- 6. 利用事業者は、利用契約が終了した場合で、利用契約の有効期間中利用事業者のサーバー上で本 ソフトウェアを利用していた場合、当社の指示に従い、本ソフトウェア(本ソフトウェアを当社の承諾を 受けて複製したものを含む。)について、利用事業者のサーバーからの消去(復元不可能な方法での 消去を意味します。以下本条において同じ。)、利用事業者(利用事業者が本ソフトウェアを使用させ た役員又は従業員その他の当社が認めた者を含みます。)の端末からの消去、その他の当社が求め る対応を行うものとします。
- 7. 当社は、利用事業者が前項に基づく本ソフトウェアの消去等の対応を実施したことを確認するために、利用事業者から必要な情報若しくは資料の提供又は当社による調査の実施を求めることができるものとし、利用事業者はかかる当社からの要求に協力するものとします。

第5条 アップデート

- 1. 当社は、当社の裁量により、本ソフトウェアの機能の改善、修正その他のアップデート、バージョンアップ等(以下総称して「アップデート」といいます。)を行う場合があります。なお、当社は、本ソフトウェアにバグや不具合が生じた場合、その修正をするためのアップデートを行うよう努めるものとします。
- 2. アップデートは、当社の定める条件及び方法によって行われるものとします。
- 3. アップデートによりアップデート前の本ソフトウェアの機能が使用できなくなる場合でも、当社は、これにより利用事業者に生じた損害、損失等について責任を負わないものとします。
- 4. 利用事業者は、利用事業者のサーバー上で本ソフトウェアを利用している場合で、当社が本ソフトウェアをアップデートした場合、自らの責任でアップデート後の本ソフトウェアを使用するか否かを決定し、当社に通知するものとします。当社は、利用事業者のかかる選択により利用事業者に生じた損害、損失等について責任を負わないものとします。

第6条 料金及び支払方法

- 1. 利用事業者は、本ソフトウェア利用の対価として、別途利用契約で定める利用料金を負担するものとします。
- 2. 利用料金は、利用契約に定める支払期日までに当社の指定する方法で当社に支払うものとします。 振込手数料その他支払に必要な費用は利用事業者の負担とします。
- 3. 利用事業者が利用料金の支払を遅滞した場合、利用事業者は年 14.6%の割合による遅延損害金を 当社に支払うものとします。
- 4. 利用契約が解除その他の事由により終了した場合であっても、その事由又は終了の時期のいかんを 問わず、当社は受領済みの利用料金を利用事業者に返還する義務を負わず、利用事業者は既に支 払義務の発生した利用料金を支払わなければなりません。
- 5. 利用契約が月の途中で開始し又は終了した場合であっても、月額で定める利用料金は日割計算されないものとし、利用事業者は、当該月の月額の利用料金の全額の支払義務を負うものとします。
- 6. 利用事業者は、利用契約において本ソフトウェアの最低利用期間を定めた場合、当該最低利用期間 の途中で利用契約が終了した場合であっても、当該最低利用期間中の利用料金の支払義務を負うも のとします。

第7条 アカウント情報の管理

- 1. 利用事業者は、自己の責任において、本ソフトウェアにかかるユーザーID 及びパスワード(以下「アカウント情報」といいます。)を管理及び保管するものとし、これを当社が本ソフトウェアの利用を承諾した者以外の第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
- 2. アカウント情報の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は利用事業者が負 うものとします。
- 3. 利用事業者は、アカウント情報が盗まれ、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨を当社に通知するとともに、当社からの指示に従うものとします。

第8条 禁止行為

利用事業者は、本ソフトウェアの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはなりません。

(1) 当社又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を

侵害する行為(かかる侵害を直接又は間接に惹起する行為を含みます。)

- (2) 犯罪行為に関連する行為又は公序良俗に反する行為
- (3) 法令又は当社若しくは利用事業者が所属する業界団体の内部規則に違反する行為
- (4) 当社が認める方法以外の方法で本ソフトウェアを利用する行為(複製、改変、譲渡、利用許諾等を含みますがこれらに限られません。)
- (5) 当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権を侵害するおそれのある行為(逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングを含みますが、これらに限られません。)
- (6) コンピューター・ウィルスその他の有害なコンピューター・プログラムを含む情報を当社に送信する 行為
- (7) 当社が定める一定のデータ容量以上のデータを本ソフトウェアを通じて当社に送信する行為
- (8) 当社による本ソフトウェアに関する事業の運営を妨害するおそれのあると合理的に認められる行為
- (9) その他、当社が不適切と合理的に判断する行為

第9条 本ソフトウェアの利用停止等

- 1. 当社は、以下のいずれかに該当する場合には、利用事業者に事前に通知することなく、本ソフトウェアの利用の全部又は一部を停止又は中断することができるものとします。
 - (1) 本ソフトウェアに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本ソフトウェアの運営ができなくなった場合
 - (4) その他、当社が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合
- 2. 当社は、当社の合理的な判断により、本ソフトウェアの提供を終了することができます。この場合、当社は利用事業者に事前に通知するものとします。
- 3. 当社は、本条に基づき当社が行った措置に基づき利用事業者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

第10条 設備の負担等

- 1. 本ソフトウェアの提供を受けるために必要な、コンピューター、スマートフォン、ソフトウェアその他の機器、サーバー、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、利用事業者の費用と責任において行うものとします。
- 2. 利用事業者は自己の本ソフトウェアの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
- 3. 当社は、利用事業者が送受信したデータその他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではなく、利用事業者は自らの費用と責任で当該情報を保存するものとします。
- 4. 利用事業者は、本ソフトウェアの利用中に、本ソフトウェアを通じてデータ等を利用事業者のコンピュ

ーター、スマートフォン等にインストールする場合には、利用事業者が保有する情報の消滅若しくは 改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう自らの責任で十分な注意を払うものとします。

第11条 権利帰属等

- 1. 当社ウェブサイト及び本ソフトウェアに関する所有権及び知的財産権は全て当社又は当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に定める本ソフトウェアの利用許諾は、本規約において明示されているものを除き、当社ウェブサイト又は本ソフトウェアに関する当社又は当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の譲渡又は使用許諾を意味するものではありません。
- 2. 当社は、利用契約の終了の前後を問わず、利用事業者が本ソフトウェアを利用したことのある事実を当社又は本ソフトウェアの広告宣伝、広報その他の活動(以下「広報活動等」といいます。)に利用することができるものとします。また、利用事業者は、当社の広報活動等に必要な範囲で、利用事業者の商号、商標及びロゴ(以下「ロゴ等」といいます。)を当社のウェブサイト、営業資料その他の資料(電子ファイル等を含みます。)に使用することができることについて、予め同意するものとします。但し、当社は、利用事業者から書面又は電磁的方法により、ロゴ等の使用を停止することを求められた場合、速やかに当該ロゴ等の使用を停止するものとします(但し、当社は、配布済みの資料等からのロゴ等の消去や当該資料等の回収及び消去に関する義務等は負わないものとします。)。

第12条 契約解除等

- 1. 当社は、利用事業者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知又は催告することなく、当該利用事業者について本ソフトウェアの利用を一時的に停止し、又は当該利用事業者との利用契約を解除することができます。
 - (1) 本規約のいずれかの条項に違反した場合
 - (2) 当社に提供した利用者情報に虚偽の事実があることが判明した場合
 - (3) 当社又は第三者に損害を生じさせるおそれのある目的又は方法で本ソフトウェアを利用した、 又は利用しようとした場合
 - (4) 手段の如何を問わず、本ソフトウェアに関する事業の運営を妨害した場合
 - (5) 支払停止若しくは支払不能となり、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合
 - (6) 自ら振出し、若しくは引受けた手形若しくは小切手につき、不渡りの処分を受けた場合、又は手形交換所の取引停止処分その他これに類する措置を受けた場合
 - (7) 差押、仮差押、仮処分、強制執行又は競売の申立てがあった場合
 - (8) 租税公課の滞納処分を受けた場合
 - (9) 解散した場合、死亡した場合又は後見開始、保佐開始若しくは補助開始の審判を受けた場合
 - (10) 第3条第3項各号に該当する場合
 - (11) その他、当社が利用契約の継続を適当でないと合理的に判断した場合
- 2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、利用事業者は、当社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに当社に対して全ての債務の支払を行わなければなりません。
- 3. 当社及び利用事業者は、それぞれ 1 か月前までに当社所定の方法で相手方に通知することにより、

利用契約を解除することができます。

4. 当社は、本条に基づき当社が行った行為により利用事業者に生じた損害について、当社の故意又は 重過失による場合を除き、一切の責任を負いません。

第13条 保証の否認及び免責

- 1. 本ソフトウェアは現状有姿で提供されるものであり、当社は本ソフトウェアについて、特定の目的への 適合性(本ソフトウェアを使用して開発するシステムの品質の向上、システム開発の工数の削減等を 含みますがこれらに限られません。)、商業的有用性、完全性(不具合及びバグが生じないことを含み ますがこれらに限られません。)、継続性等を含め、一切保証をいたしません。
- 2. 利用事業者が当社から直接又は間接に、本ソフトウェア、当社ウェブサイトその他の事項に関する何らかの情報を得た場合であっても、当社は利用事業者に対し本規約において規定されている内容を超えて如何なる保証も行うものではありません。
- 3. 利用事業者は、本ソフトウェアを利用することが、利用事業者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、利用事業者による本ソフトウェアの利用が、利用事業者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
- 4. 当社は、当社による本ソフトウェアの提供が中断、停止しないこと、本ソフトウェアの内容が変更されないこと、本ソフトウェアの継続性若しくは利用可能性、利用事業者のデータ若しくは情報の保存若しくは保全、又は本ソフトウェアの利用による利用事業者のサーバー、ハードウェア若しくはソフトウェアへの影響がないことについて、何ら保証するものではありません。
- 5. 当社ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから当社ウェブサイトへのリンク が提供されている場合でも、当社は、当社ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報 に関して、何ら保証するものではありません。
- 6. 当社は、当社の合理的な支配の及ばない状況(火事、停電、ハッキング、コンピューター・ウィルスの 侵入、地震、洪水、戦争、疫病、通商停止、ストライキ、暴動、物資及び輸送施設の確保不能、政府当 局若しくは地方自治体による介入、指示若しくは要請、又は内外法令の制定若しくは改廃を含みます がこれらに限定されません。)により利用契約上の義務を履行できない場合、その状態が継続する期 間中利用事業者に対し債務不履行責任を負わないものとします。
- 7. 当社の故意又は重過失による場合を除き、本ソフトウェアに関する当社の賠償責任は、直接かつ通常の損害に限り、逸失利益、間接損害等は含まないものとし、また、損害の事由が生じた時点から遡って過去3ヵ月の期間に利用事業者から現実に受領した本ソフトウェアの利用料金の総額を上限とします。

第14条 利用事業者の賠償等の責任

- 1. 利用事業者は、本規約に違反することにより、又は本ソフトウェアの利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に対しその損害を賠償しなければなりません。
- 2. 利用事業者が、本ソフトウェアの利用に関連して第三者からクレームを受け又はそれらの者との間で 紛争を生じた場合には、直ちにその内容を当社に通知するとともに、利用事業者の費用と責任にお いて当該クレーム又は紛争を処理し、当社からの要請に基づき、その経過及び結果を当社に報告す るものとします。
- 3. 利用事業者による本ソフトウェアの利用に関連して、当社が、第三者から権利侵害その他の理由により何らかの請求を受けた場合は、利用事業者は当該請求に基づき当社が当該第三者に支払を余儀

なくされた金額を賠償しなければなりません。

第15条 秘密保持

- 1. 本規約において「秘密情報」とは、利用契約又は本ソフトウェアに関連して、利用事業者又は当社が、相手方より書面、口頭若しくは記録媒体等により提供若しくは開示された、相手方の技術、営業、業務、財務、組織、その他の事項に関する全ての情報を意味します(以下本条において、秘密情報を提供又は開示した者を「開示者」といい、開示者から秘密情報の提供又は開示を受けた者を「受領者」といいます。)。但し、(1)開示者から提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は既に知得していたもの、(2)開示者から提供若しくは開示又は知得した後、自己の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、(4)秘密情報によることなく単独で開発したもの、(5)開示者から秘密保持の必要なき旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
- 2. 受領者は、本規約又は利用契約において別段の定めがある場合を除き、秘密情報を本ソフトウェアの提供又は利用の目的のみに利用するとともに、開示者の書面による承諾なしに第三者に開示者の秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
- 3. 第2項の定めに拘わらず、受領者は、法律、裁判所又は政府機関の命令、要求又は要請に基づき、 秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨 を開示者に通知しなければなりません。
- 4. 受領者は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前に開示者の書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については第2項に準じて厳重に行うものとします。
- 5. 受領者は、開示者から求められた場合にはいつでも、遅滞なく、開示者の指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面その他の記録媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第16条 個人情報等の取扱い

- 1. 当社による利用事業者から受領する個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項に定める「個人情報」を意味します。)の取扱いについては、別途定める当社のプライバシーポリシー (https://imiron.io/ja/privacy-policy/)の定めによるものとし、利用事業者はこのプライバシーポリシーに従って当社が当該個人情報を取扱うことについて同意するものとします。
- 2. 当社は、利用事業者が当社に提供した情報、データ等を、個人を特定できない形での統計的な情報 として、当社の裁量で、利用及び公開することができるものとし、利用事業者はこれに異議を述べない ものとします。

第17条 有効期間

利用契約は、利用事業者について第3条に基づき利用契約が成立した日に効力を生じ、利用契約に定める有効期間が満了した日、利用契約が解除された日又は本ソフトウェアの提供が終了した日のいずれか早い日まで、当社と利用事業者との間で有効に存続するものとします。

第18条 本規約等の変更

- 1. 当社は、本ソフトウェアの内容を自由に変更できるものとします。
- 2. 当社は、本規約(当社ウェブサイトに掲載する本ソフトウェアに関するルール、諸規定等を含みます。 以下本項において同じ。)を変更できるものとします。当社は、本規約を変更する場合には、変更の内 容及び変更の効力発生時期を、当該効力発生時期までに当社所定の方法で告知するものとします。

法令上当該変更が利用事業者の同意を要する場合、当社は、当社所定の方法で利用事業者の同意 を得るものとします。

第19条 連絡/通知

本ソフトウェアに関する問い合わせその他利用事業者から当社に対する連絡又は通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社から利用事業者に対する連絡又は通知は、当社の定める方法で行うものとします。

第20条 本規約の譲渡等

- 1. 利用事業者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 2. 当社は本ソフトウェアにかかる事業を第三者に譲渡(事業譲渡、会社分割その他態様の如何を問わないものとします。)した場合には、当該譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに利用事業者の利用者情報その他の顧客情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、利用事業者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。

第21条 完全合意

本規約は、本規約に含まれる事項に関する当社と利用事業者との完全な合意を構成し、本規約に含まれる事項に関する、書面、口頭その他いかなる方法による当社と利用事業者との事前の合意、表明及び了解にも優先します。

第22条 分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、当社及び利用事業者は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨並びに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第23条 存続規定

第4条第4項、第6項及び第7項、第5条第3項及び第4項、第6条、第7条第2項、第9条第3項、第10条、第11条、第12条第2項及び第4項、第13条から第16条まで、並びに第20条から第24条までの規定は利用契約の終了後も有効に存続するものとします。但し、第15条については、利用契約終了後3年間に限り存続するものとします。

第24条 準拠法及び管轄裁判所

本規約の準拠法は日本法とし、本規約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第25条 協議解決

当社及び利用事業者は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に従って協議の上速やかに解決を図るものとします。

【2025年3月24日制定】